

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

庁内各局部課長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙企画発第67号
令和4年11月30日
警察庁長官官房長

警察庁業務継続推進委員会の設置について（通達）

首都直下地震等の危機的状況下における業務継続のための取組については、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」等に基づき実施しているところであるが、組織全体における業務継続のための取組を的確に実施するため、別紙のとおり「警察庁業務継続推進委員会設置要綱」を制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別紙

警察庁業務継続推進委員会設置要綱

1 設置

警察庁に警察庁業務継続推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、首都直下地震等の危機的状況下においても、公共の安全と秩序を維持するという警察の目的を確実に果たすため、業務継続のための取組を的確に推進することを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ、次に掲げる者をもって充てる。

委員長 長官官房長
委員 生活安全局長
刑事局長
交通局長
警備局長
サイバー警察局長
組織犯罪対策部長
外事情報部長
警備運用部長
総括審議官
技術総括審議官

(2) 委員は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(3) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 幹事会

(1) 委員会の事務について委員会を補佐し、業務継続のための取組について検討し、その推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 企画課長
幹事 総務課長
技術企画課長

人事課長
会計課長
教養厚生課長
通信基盤課長
生活安全企画課長
刑事企画課長
組織犯罪対策第一課長
交通企画課長
警備企画課長
外事課長
警備第一課長
サイバー企画課長
その他幹事長が指名する者

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

5 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、企画課において行う。